

協議事項（1）

愛知県地域保健医療計画圏域項目の原案について

1 協議趣旨

本日開催の海部医療圏保健医療福祉調整会議において、7月4日開催の海部医療圏保健医療計画策定委員会で協議された医療計画改定の「たたき台」を圏域の「原案」として愛知県医療審議会医療体制部会へ提出することを承認するのか審議する。

2 作成方針

現在の海部医療圏保健医療計画は、他の医療圏計画とともに分冊として編集されていたが、改定により計画本文と呼ばれる県全体の計画と統合され、圏域項目と呼ばれる1つの項目となる。

1つの項目となることから圏域に関する掲載内容が現行計画に比べ6分の1程度と大幅に縮小される。

3 作成手順

新しい計画の作成手順は、令和5年2月15日開催の医療審議会医療体制部会で内容が決定された「医療計画作成要領」に記載されており、今回審議対象となる「たたき台」もこれに従い作成した。

4 スケジュール

- (1) 原案を愛知県医療計画課へ令和5年8月31日までに提出する。
- (2) 原案は、県庁内関係課への意見聴取を経て医療審議会医療体制部会へ提出される。
- (3) 原案は、医療審議会やパブリックコメントにて修正意見が付される。
- (4) 修正意見を反映した最終的な案を保健医療計画策定委員会及び保健医療福祉推進会議で協議・審議する。
- (5) 協議・審議を経た案を医療計画課へ令和6年2月15日までに提出する。